別表第五(二十八)の表の備考1(1)、別表第五(二十九)の表の備考1、別表第五(三十)の表の備考1、別表第五(三十一)の表の備考1及び別表第五(三十二)の表の備考1中「国内に」を削る。

別表第六(一)の表の備考2(16)中「記載すること」の次に「。この場合において、これらの者が非居住者である場合には、その旨を記載すること」を加え、同表の備考2(17)ヲを同表の備考2(17)ヌとし、同表の備考2(17)チを同表の備考2(17)リとし、同表の備考2(17)ヨ中「(ハ)に」を「(ト)に」に改め、同表の備考2(17)トを同表の備考2(17)チとし、同表の備考2(17)ネ中「(ハ)に」を「(ト)に」に改め、同表の備考2(17)ナを同表の備考2(17)ネとし、同表の備考2(17)ラ中「(ハ)に」を「(ト)に」に改め、同表の備考2(17)ムを同表の備考2(17)ナとし、同表の備考2(17)(1)の次に次のように加える。

(ヰ)　(イ)に規定する配偶者又は障害者である扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）が非居住者である場合　その者の氏名及びその者が非居住者である旨

別表第六(三)の表の備考2(10)中「記載すること」の次に「。この場合において、これらの者が非居住者である場合には、その旨を記載すること」を加え、同表の備考2(11)を同表の備考2(12)とし、同表の備考2(10)の次に次のように加える。

(11)　障害者である扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）が非居住者である場合には、「摘要」の欄にその者の氏名及びその者が非居住者である旨を記載すること。

別表第十を削る。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第五(二十)の表の備考4の改正規定中「備考4」を「備考5」に改める。

附則第四十九条第二項中「提示して」を「提示し、又は番号利用法整備法第八条第三項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する署名用電子証明書等（以下「署名用電子証明書等」という。）を送信して」に改め、同条第三項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

附則第五十一条第三項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第四項中「に記載された」を「又は送信を受けた署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第六項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

附則第五十二条第二項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第三項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

附則第五十四条第二項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第三項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

附則第五十七条第二項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第三項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

附則第五十八条第二項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第三項中「名称」の下に「又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

附則第五十九条第二項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信して」に改め、同条第三項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中所得税法施行規則の目次の改正規定（「第七十七条の四」を「第七十七条の五」に、「第七十七条の五」を「第七十七条の六」に、「第百五条」を「第百四条」に改める部分を除く。）、同令第三十七条の次に二条を加える改正規定、同令第四十三条及び第四十四条の改正規定、同令第四十七条の改正規定（同条第十八号に係る部分及び同条第十九号に係る部分を除く。）、同令第二編第三章第二節中第三款を第四款とし、第二款の次に一款を加える改正規定、同令第六十九条第二号の改正規定、同令別表第三(四)の改正規定（同表の備考25中「第42条の2」を「第42条、第42条の2」に改める部分及び同表の備考28に係る部分に限る。）及び同令別表第五(二十)の改正規定（同表の表に係る部分及び同表の備考1に係る部分を除く。）並びに附則第五条及び第二十四条第三項の規定　平成二十七年七月一日

二　第一条中所得税法施行規則の目次の改正規定（「第百五条」を「第百四条」に改める部分に限る。）、同令第五十三条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同令第六十八条の改正規定、同令第八十三条第五項の改正規定、同令第九十六条第三項第一号の改正規定、同令第百二条第一項から第四項までの改正規定、同令第百三条の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第百四条を削り、同令第百五条を第百四条とする改正規定及び同令別表第十を削る改正規定　平成二十八年一月一日

三　第一条中所得税法施行規則第一条の改正規定、同令第四十条の十の次に六条を加える改正規定、同令第四十一条の改正規定、同令第四十二条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第四十七条の四第一項第四号の改正規定、同令第五十三条第一項第五号の改正規定、同令第六十六条の二の改正規定、同条の次に六条を加える改正規定、同令第六十七条の改正規定、同令第七十条第二号の改正規定、同令第七十二条の五（見出しを含む。）の改正規定、同令第八十一条の改正規定、同令第八十二条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同令第八十三条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分及び同項第三号に係る部分を除く。）、同令第八十四条の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同令第八十五条の改正規定、同令第八十六条第一項の改正規定（「第百六十一条第一項第十四号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める部分に限る。）、同令第八十七条第一項の改正規定（「第百六十一条第一項第十四号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める部分に限る。）、同令第八十九条第一項の改正規定（「第百六十一条第一項第十四号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同令第九十条第二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同令第九十条の二第一項の改正規定、同令第九十条の三第一項の改正規定、同令第九十条の四から第九十条の六までの改正規定、同令第九十六条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、同令第百二条に一項を加える改正規定、同令第百三条第二号の改正規定、同令別表第三(四)の改正規定（同表の備考7に係る部分、同表の備考8に係る部分、同表の備考25に係る部分及び同表の備考28に係る部分を除く。）、同令別表第五(十一)の表の備考1の改正規定、同令別表第五(十二)の表の備考1の改正規定、同令別表第五(十四)の表の備考1の改正規定、同令別表第五(十七)の改正規定（同表の備考1に係る部分及び同表の備考2(3)に係る部分に限る。）、同令別表第五(十八)の改正規定（同表の備考1に係る部分に限る。）、同令別表第五(十九)の改正規定（同表の備考1に係る部分に限